

令和4年度宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業について (不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援)

○宮城県では、令和4年3月31日以前に特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までにその治療が終了したご夫婦に対して、1回に限り治療費の一部を助成します。

1 対象となる方(次の要件をすべて満たすご夫婦が対象となります)

○住所について

- ・申請日現在、宮城県内(仙台市以外)に住所があること(夫婦のいずれか一方でも可)
- ※仙台市にお住まいの方は仙台市から助成を受けることとなりますので、お住まいのある区役所までお問い合わせください。

○夫婦について

- ・特定不妊治療開始時に法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にある夫婦であること

○年齢について

- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であるご夫婦
- ※新型コロナウイルス感染拡大に伴う要件緩和により、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の方は、44歳になる誕生日の前日までに開始した治療が対象となります。

○治療について

- ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ・指定医療機関において、次の期間に特定不妊治療を受けたこと

治療ステージ (詳しくは、「2助成について(2)助成上限額の別表第1」を参照)	治療期間
A・B・D・E・F・男性不妊治療	(治療開始日)令和4年3月31日以前 (治療終了日)令和4年4月1日～令和5年3月31日
C	(体外受精または顕微授精日)令和4年3月31日以前 (治療終了日)令和4年4月1日～令和5年3月31日

○回数について

- ・令和3年度までに助成を受けた回数が次の上限回数に達していない方
- 初めて助成を受けた治療の開始日における妻の年齢が39歳以下の方は、1子ごとに6回まで
- 初めて助成を受けた治療の開始日における妻の年齢が40歳以上43歳未満の方は、1子ごとに3回まで

※助成回数には、他の自治体(都道府県・指定都市・中核市)で受けた助成を含みます。

※助成を受けた後、出産または妊娠12週以降に死産に至った場合に、これまでの助成回数をリセットすることができます。

■宮城県指定医療機関(県外の医療機関の場合、医療機関のある自治体で指定を受けていれば本県の指定医療機関とみなします。)

医療機関名	住所	電話番号
京野アートクリニック	仙台市青葉区本町1-1-1 三井生命仙台本町ビル3F (アジュール仙台)	022-722-8841
スズキ記念病院	岩沼市里の杜3-5-5	0223-23-3111
東北大学病院産婦人科	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7251
仙台 ART クリニック	仙台市宮城野区名掛丁206-13	022-791-8851
たんぽぽレディースクリニック あすと長町	仙台市太白区郡山1-16-8	022-738-7753
仙台ソレイユ母子クリニック	仙台市太白区大野田四丁目31番地の3	022-248-5001
医療法人 かんとうクリニック ※男性不妊治療のみ	仙台市青葉区本町 2-17-23	022-397-7762

2 助成について

(1) 助成回数

・助成回数は、**1回**に限ります。

※令和3年度以前の助成制度における助成上限回数の残りが2回以上あっても、本制度で助成を受けることができる回数は1回です。

(2) 助成上限額

治療内容		1回の治療に対する助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成上限額
A	新鮮胚移植を実施	300,000円まで	300,000円まで
B	凍結胚移植を実施		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	100,000円まで	対象外
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円まで	300,000円まで
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止		
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止		

別表第1 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精			新鮮胚移植		凍結胚移植					
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植			黄体期補充療法
平均所要日数	14日	10日	1日	1日		2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵卵が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

* B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

3 申請について

○申請期限

令和5年3月31日(金)

○申請方法

住所地を管轄する保健所窓口で申請してください。(4 ページ「6 申請窓口及び問い合わせ先」参照)

○申請に必要な書類

(1) 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(子ども・家庭支援課 HP からダウンロード可能) ※振込口座は、申請されるご夫婦いずれかの名義の口座としてください。
(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 ※子ども・家庭支援課 HP(下記アドレス)から用紙をダウンロードし医療機関から証明してもらってください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/r4hunintiryoushou.html
(3) 領収書の原本 ※保健所でコピーして原本はお戻しします。確定申告で提出される場合は、その前に申請してください。
(4) 戸籍謄本(申請日から3か月以内に発行されたもの) ※過去に宮城県から助成を受けたことがある夫婦で、住民票で婚姻関係にあることが確認できる場合に限り省略可能。 ただし、助成回数のリセットを希望される方、事実婚関係にある方は、提出が必要となります。
(5) ご夫婦それぞれの住民票(申請日から3か月以内に発行されたもの) ※前回申請日から3か月を経過している場合は添付が必要。
(6) 事実婚申立書 ※事実婚の方は毎回提出が必要となります。

4 結果通知及び支払い方法

・申請を受けてから約2ヶ月後に審査結果通知をお送りします。

・結果通知の約1ヶ月後に、指定された口座に助成金を振り込みます。

※上記の期間は目安ですので、書類に不備がある場合及び他自治体から転入された方については、過去の助成状況を照会するため、結果通知をお送りするまで3ヶ月程度かかる場合があります。

5 その他お知らせ

○県内の市町村で独自に助成を実施している場合があります。

詳しくは各市町村担当課にお問い合わせください。

6 申請窓口及び問い合わせ先

名称	管轄区域	班名	電話	住所
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所)	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	母子・障害班	0224-53-3132	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所)	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町	母子・障害 第一班	022-363-5507	〒985-0003 塩竈市北浜四丁目8-15
塩釜保健所 岩沼支所 (仙台保健福祉事務所 岩沼支所)	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町	地域保健班	0223-22-2189	〒989-2432 岩沼市中央三丁目1-18
塩釜保健所 黒川支所 (仙台保健福祉事務所 黒川支所)	大和町, 大郷町, 富谷市, 大衡村	地域保健班	022-358-1111	〒981-3304 富谷市ひより台二丁目42-2
大崎保健所 (北部保健福祉事務所)	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	母子・障害 第一班	0229-91-0712	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目1-1
大崎保健所栗原支所 (北部保健福祉事務所 栗原地域事務所)	栗原市	母子・障害班	0228-22-2118	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
石巻保健所 (東部保健福祉事務所)	石巻市, 東松島市, 女川町	母子・障害班	0225-95-1431	〒986-0861 石巻市蛇田字新沼田12番地4街区1画地
石巻保健所登米支所 (東部保健福祉事務所 登米地域事務所)	登米市	母子・障害班	0220-22-6118	〒987-0511 登米市追町佐沼西佐沼 150-5
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所)	気仙沼市, 南三陸町	母子・障害班	0226-21-1356	〒988-0066 気仙沼市東新城3丁目3-3

7 不妊や不育症に悩む方へ

県と仙台市では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

● 毎週水曜日：午前9時～午前10時，毎週木曜日午後3時～午後5時まで(いずれも年末年始，祝祭日等を除く)

(1) 電話相談：専門の相談員(認定看護師等)が相談を受けます。☎ 022-728-5225

(2) 面接相談：電話相談の上，面接相談を予約することができます。(場所：東北大学病院)

※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。

<相談内容の例>

「不妊治療を受けようか迷っている」, 「検査や治療方法について知りたい」, 「精子無力症など男性不妊について知りたい」, 「治療が続く心身ともに疲れた」, 「不育症の検査・治療について知りたい」, 「主治医や医療機関に対する疑問」, 「家族との関係」 etc…

「不育症」とは…妊娠はするものの、流産や死産を繰り返す症状であり、一般的には2回連続した流産や死産があれば「不育症」と診断されると言われておりますが、いまだ学会でも正式な定義が定まっていない状況にあります。

ご不明な点などありましたら、子ども・家庭支援課家庭生活支援班まで

【TEL】 022-211-2633

【HP】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/r4hunintiryoku.html>

まずは相談，受診を！

